

# 空き家について

全国的に適切な管理がされずに放置された空き家が増加する中、空き家対策は重要な課題となっています。小樽市においても約6軒に1軒が空き家<sup>※</sup>となっており、今後も空き家の増加が予測されています。

※令和5年住宅・土地統計調査の結果による（総務省統計局）

## ○空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました(R5.12.13)

この法律は空き家問題が深刻化するのに伴い、所有者などの責任をより明確にし、所有者による自主的な改善を促すことを狙いとして創設されました。（H27.5）

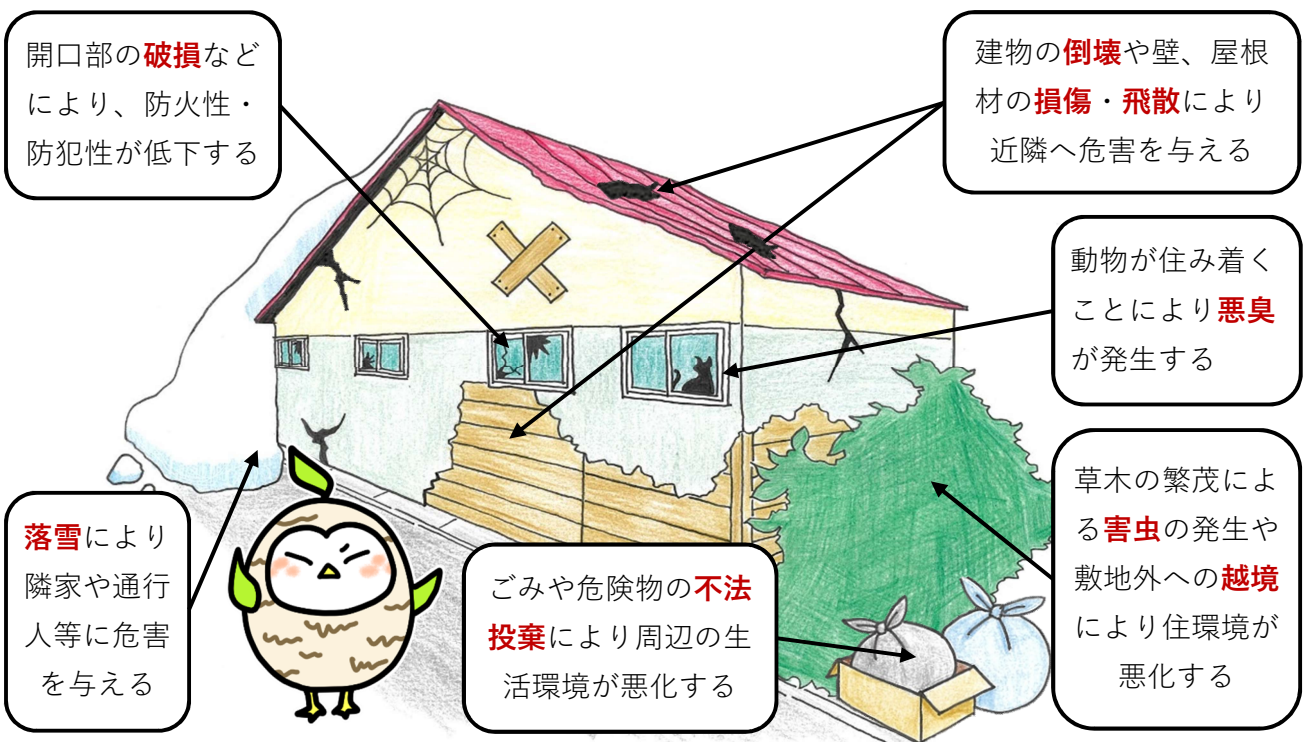
令和5年12月に大規模な法改正があり、危険な空き家（特定空家等⇒P11）に加え、危険な空き家になる可能性が高い管理の行き届いていない空き家（管理不全空家等⇒P10）を行政（市町村）が新たに認定することができるようになり、建物の除却や修繕などを指導することができる規定などが新たに盛り込まれています。

## Q.どうして空き家になるの？

親や親せきの死亡、転勤や施設への入所、都心部への引っ越し、子供との同居などが主な要因となります。

こうした誰にでも訪れる人生の移り変わりの中で空き家になることが多い傾向にあります。

## ○管理の行き届かない空き家の例



# 空き家について

## Q.空き家になることは悪いこと？

空き家になること自体は決して悪いことではありません。多くの方が適切に管理され、売却や解体をしている中で、何も対応せずに空き家を放置し管理されないことが様々な問題の原因となっています。

空き家になることで、住んでいた時には思いもよらないことが起こる可能性がありますので、定期的に建物の管理を行いましょう。

## ○管理不全な空き家にしないための3つのポイント

### POINT ①

#### 相続登記は速やかに

相続により所有権を取得した日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

⇒P7、8 登記について



### POINT ②

#### 管理はこまめに

管理を怠ると建物の劣化が進み、建物の価値を落としてしまうため、定期的に管理しましょう。

⇒P9、10、11 管理について



### POINT ③

#### 地域で声をかけあって

地域の代表者や近隣の方と連絡先を確認しあい、異常があった際に連絡をとれるように日頃から努めましょう。

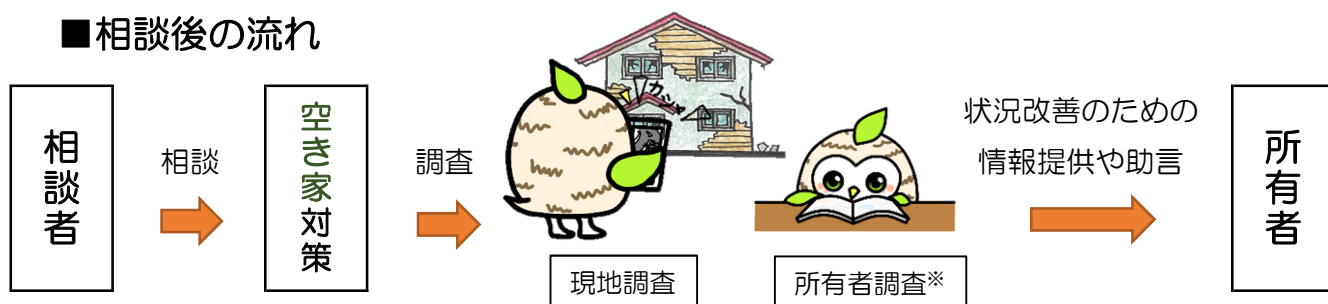
⇒P9、10、11 管理について



## ○近隣の空き家に困ったら・・・

近隣の空き家のお悩みは建築指導課（空き家対策担当）へご相談ください。

### ■相談後の流れ



※所有者調査は、相続人等の状況により、月単位で時間がかかる可能性があります。